学校施設有効活用事業(施設開放)等の再開について

1 学校施設有効活用事業(施設開放)

(1) 基本的な考え方

学校教育に支障のない範囲での開放を前提に、学校施設を利用する地域の方々の健康や安全面はもとより、児童・生徒の学校生活や部活動など、学校の運営状況に配慮しながら、十分な感染症対策のもと、円滑な利用につなげていくため、感染防止に向けた新たな利用ルール等を学校ごとに定めた上で、準備の整った施設から、段階的な再開を行う。

各学校によって開放している施設、運営委員会や利用調整会議の持ち方などに違いがあり、 同一条件での一斉再開は実状に即していないと考えられることから、各施設開放運営委員会が 学校と協議し、再開の時期、開放を行う施設、利用条件等を確認・検討の上、再開する。

(2) 再開の時期

令和2年8月1日(土)以降、再開の準備が整った学校施設から順次、再開

(3) 「学校施設有効活用事業再開の手引き(学校施設開放運営委員会用)」

国のガイドライン等を参考に作成。再開に向けた基本的な考え方、確認・検討が必要な項目、 必要な提出書類等を示している。再開に向けた流れは、次のとおり。

- ア 学校との調整
- イ 学校施設開放運営委員会の開催
- ウ 教育委員会への再開計画書の提出
- エ 利用団体への連絡・提出書類のとりまとめ
- オ 学校施設開放の再開

(4) 「学校施設有効活用事業利用の手引き~新型コロナウイルス感染症対策編」

利用団体向けの手引きを配付するほか、教育委員会ホームページに掲載。利用上の注意点、活動上の基本的な感染症対策、提出書類等を示している。

利用団体は、「学校施設開放における感染症対策(確認書)」を教育委員会に提出し、来校前の健康チェックや活動前後の消毒等を徹底し、感染症対策を講じた上で活動を行う。

(5) 感染者等(感染の疑い、濃厚接触含む)の発生が判明した場合の対応について

ア 連絡手順

施設利用後2週間以内に、感染者等が発生したことが判明した場合は、利用団体の代表者から学校及び教育委員会生涯学習推進課へただちに連絡

イ 利用や活動の中止

- (ア) 感染者等が利用した施設の開放をただちに中止し、運営委員会から全団体へ利用中止 を連絡。利用再開の日程は協議の上決定
- (4) 消毒については調整の上、生涯学習推進課から学校及び運営委員会へ連絡
- (ウ) 感染者等が発生した利用団体は、濃厚接触者が特定されるまでの間、活動を中止

2 学校図書館における図書の地域貸出事業

(1) 基本的な考え方

学校図書館における図書の地域貸出事業は、学校施設開放事業の一部として小学校 9 校、中学校 1 校の 10 校で実施しており、学校図書館の地域への開放と、地域貸出事業のために用意した図書の貸出しを行ってきたが、3月の学校臨時休校以降全ての学校で活動を中止している。各学校によって学校図書館の状況に違いがあるため、児童・生徒の安全な学校生活や学校の運営状況に配慮しながら、事業の利用者や運営団体スタッフの健康にも留意し、十分な感染症対策を図りながら再開する。

(2) 再開の時期

令和2年8月1日(十)以降、再開の準備が整った学校から順次、再開

(3) 再開の準備

各学校によって学校図書館の状況等が異なるため、「学校施設有効活用事業再開の手引き」 に準じ、運営団体が学校と協議し、再開の時期、利用条件等を確認・検討の上、再開する。

3 子どもの泳力向上事業の実施について

(1) 基本的な考え方

市内のスイミングスクール等と連携し、市立小学校に在籍する自力で12.5m泳げない子どもを対象に子どもの泳力向上事業を実施してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業を実施できていなかった。緊急事態宣言の解除後、スイミングスクール等の営業も再開されていることから、令和2年度実施予定である21か所での実施が可能であると判断した。

実施に際しては、子どもたちの健康や安全面に留意し、学校における健康診断の終了後、 スイミングスクール等による感染症拡大防止対策を確認した上で実施する。

(2) 再開の時期

令和2年8月中旬以降、順次申込みを開始し、10月以降に水泳教室を実施

(3) 再開の準備

各スイミングスクール等で「3密(密閉・密集・密接)」の回避や手洗い・消毒、体温測定等の感染症拡大防止対策を講じながら実施する。準備の整ったスイミングスクール等から、順次事業を実施する。